

第 4 9 回議会運営委員会記録

令和 7 年 4 月 3 0 日

【開催日】 令和7年4月30日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前11時51分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	矢田松夫	議員	山田伸幸

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 議会基本条例について
- 2 議会アドバイザーについて
- 3 その他

午前9時30分 開会

宮本政志委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、第49回議会運営委員会を開催いたします。本日の付議事項に入る前に、委員外議員として山田議員、矢田議員が御出席されますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、山田議員、矢田議員、どうぞ御着席ください。

（矢田松夫議員、山田伸幸議員 着席）

宮本政志委員長　それでは、本日の付議事項の１点目、議会基本条例についてです。前回までの議論を事務局と私が集約しまして、議長にも目を通していただいた資料を皆さんにお配りしていると思います。この資料に基づいて、付議事項の１点目を進めてまいります。まず、黄色で塗り潰している第５条に入る前、つまり前文から第４条までの逐条解説について、御意見等がございましたらお願いいたします。

伊場勇委員　前文の解説についてです。「議員が構成する合議制の議会と独任制の市長が」というところの「独任制」というところも、このたび新しく加えたところだと思います。そこも変更だと思います。これは黄色に着色し忘れていて、意見を集約されてまとめた分だと理解します。

宮本政志委員長　そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今日はもうまとめになりますから、変更等がございましたら、変更内容やその根拠をしっかりと示していただきたいと思っております。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、前文から第４条までについては変更等はないということでした。続きまして、第５条に入りましょう。第５条の解説について、御意見はございますか。

山田伸幸議員　「公開とは」と書かれているんですけど、ルールに基づいてということが何かしら必要ではないかなと思います。例えば、写真撮影においては許可を取るなどがあるじゃないですか。

宮本政志委員長　具体的にどのような文言でどのように盛り込むかを言ってください。

山田伸幸議員　そうしたら、「議会の決めたルールに基づいて」というのが「公開とは」の後に必要かなと思います。

宮本政志委員長 どこに入れるんですか。

山田伸幸議員 黄色く塗り潰している「公開とは」の後です。

宮本政志委員長 「傍聴の自由、報道の自由」の前ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議会のルールというのは、具体的にこういったものを指しますか。

山田伸幸議員 ルールというのは、議会で決めている撮影など傍聴時における決まり事です。そういったことが必要ではないかと思います。

宮本政志委員長 山田議員、理由は分かりましたから結構です。「公開とは」の次、「傍聴の自由、報道の自由」の前に、具体的にどのような文言を入れるかを示してください。

山田伸幸議員 「公開とは、議会のルールに基づいて」云々となります。

宮本政志委員長 それを「傍聴の自由」につなげていくということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）今、山田議員から「公開とは、議会のルールに基づいて」という文言を「傍聴の自由」の前に付け加えたらどうかという意見が出ております。山田議員の意見について、皆さん、いかがですか。

大井淳一郎委員 ここでの説明は、一般的な公開の説明ですので、「議会のルールに基づいて」は要らないのではないかと思います。議会のルールに基づくのは当然のことでありまして、ここであえて定めなくても傍聴規則とか会議規則とかで縛られることがまず1点です。それと、報道の自由とは報道機関に対して保障されるもので、議会のルールに基づいて報道の自由があるというわけではないので、ここを入れるとかえっておかしくなるのではないかと思います。

山田伸幸議員 今の大井委員の指摘でいいと思います。

宮本政志委員長 そうですね。委員長なので発言を控えていたんですけど、報道関係のことについては大井委員と同じことを懸念しておりました。山田議員から提案はございましたけど、大井委員の説明で納得されたので、議会のルールに基づいてという文言を付け加えるということはしなくていいと言われました。そのほかに御意見はありますか。

大井淳一郎委員 公開とは、傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表である旨が書いてあります。しかし、下の語句では、傍聴の自由、報道の自由、会議録の公開となっているんですよ。文言は合わせるべきだと思いますが、どちらがいいのか判別しがたいので、もし事務局のほうで何か案があれば教えてください。

岡田議会事務局議事係長 ただいまの大井委員からの御指摘の事項ですが、これは資料調整上の誤りでございます。「会議録の公表」と調整していたものを、下では誤って「会議録の公開」と表記してしまいました。申し訳ございません。

宮本政志委員長 下の「会議録の公開」を「会議録の公表」に修正ということですね。事前に事務局と打合せしたけど、漏れがありますね。大井委員、ありがとうございました。

中村議会事務局次長 今、ここの解説には、「公開とは、傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表の三つから成り立っています。」とあって、それぞれの説明があるんですが、地方自治法上、公開の原則の対象は本会議だけじゃないかと思うんです。本市議会は委員会にも本会議と同じようにこの原則を適用するというのがこの条文に書いてあるということをごどこかで解説したほうがよいのではないのでしょうか。山田議員が言っている「議会のルールに基づいて」というのはその辺もおっしゃっていたよ

うな気がしました。もう一度おさらいすると、公開の原則は、地方自治法に会議の公開の規定があって、その解説でこの3原則が書いてあると思うんです。でも、それは本会議のことを指していて、委員会は公開されていなかったのを、本市議会は条例で委員会も積極的に公開していきますとなっているから、今は公開していると思うんです。なので、解説の中に文言が一言あってもいいのかなという気はしました。なくても大丈夫だとは思いますが。

宮本政志委員長 解説では、「本会議と委員会を原則公開とすることを述べています」と書いています。次長、いい指摘をしてもらい、ありがとうございます。中村次長が指摘されたことは、実はもう岡田係長と協議して解説を調整していたんだけど、それでも指摘がありました。今の点について、皆さん、御意見はございますか。

伊場勇委員 解説の「本条は」から始まる一文に今の指摘事項が含まれていると鑑みれば、このままでよろしいと思います。

山田伸幸議員 私も今のままでいいと思います。

宮本政志委員長 ほかの委員の方、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、第5条の解説についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今、委員会議決を採ったわけではないので、これから先に進んでいって、また戻るのは大丈夫ですからね。それでは、次に行きましょう。第6条から第13条までです。第14条が黄色になっていますので、その前までです。数が多いですけど、御意見等はございますか。

山田伸幸議員 事前に目を通してきた中では問題ないと思いました。

宮本政志委員長 先ほど大井委員が指摘してくれたように、事務局と何回もすり合わせしたけど、ああいうミスがありますので、その辺りも注意して

いただいて、御意見を頂けたらと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第14条に入りましょう。第14条の解説について御意見等はございますか。

伊場勇委員 第14条については、委員長が報告したもの以外のことについても質疑はできるということです。この消してある部分については、それが誤解されるような文言ですので、この一文は要らないというところではよろしいかと思います。

宮本政志委員長 伊場委員の意見として、線が引いてあるところは削除、つまり今後この解説に載らないということによいということです。ほかの方は、今の部分に関してはどうですか。線が引いてあるところの削除についての御意見をお聞きしましょう。

笹木慶之委員 第14条の解説の中で、議案の内容に対する質疑は云々という部分とその続きの線が引いてある部分については、前回にもいろいろ議論したわけです。結果的には私たちの会派とすれば、これは必要でないので削除するというものでいいと思います。

宮本政志委員長 そのほか、この点についてはよろしいですか。伊場委員、笹木委員が言われるように削除の方向でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、第14条の解説について何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第15条から第25条までになります。ちょっと数が多いけど、事前に資料を見て会派で打合せをしておられると思いますので、御指摘等があれば、お願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第26条、議会広報の充実です。ここは前回、議会広聴の解説の形を参考にするなどの議論がいろいろあったので、皆さんの御意見等を正確に反映させた解説文になっていると思います。

伊場勇委員　ここは前回の議論の中で、本市議会が現在行っているいろいろな形の広報活動の内容を入れるかどうかを議論しました。しっかり入れるべきだということに私も賛同していきまして、今回の文章はよくまとめられたいい文章だと思います。今後見直したときに内容がより分かりやすくなっているんじゃないかなと思いますので、この文章でよろしいかと思います。

大井淳一郎委員　ここは例の広聴のところで連動する内容です。広聴のほうでは、「議会報告会をカフェ形式にするなど、広聴活動以外の活動に広聴機能を付与するなどの取組も行っています。」という書き方なので、同じようにここも「各種ＳＮＳの活用などの取組を行っています。」で締めたらいいのかなと思いました。（発言する者あり）そうか、後ろもですね。ほかのところも「取組を行っています。」か。文章構成は、伊場委員の言われるように、具体的なものをここにも入れたほうがいいと思います。第２３条と第２６条は基本的に文末を合わせればいいかなと思います。

宮本政志委員長　なるほど。大井委員、もう少し具体的にお願いします。

大井淳一郎委員　第２６条の文末です。「各種ＳＮＳを活用するなどの取組も行っています」。次に３段落目は「積極的に傍聴の機会を提供するなどの広聴活動を行っています。」ここは「広聴活動を行っています」でいいかなと思います。人によっては考えが違うかなと思うので、適切な文章をまた精査していただければと思います。

宮本政志委員長　大井委員から第２６条の解説を第２３条の解説に合わせるような訂正の御意見が出ております。まず、こちらの御意見を聞きましょう。もう別々でいいのか、逆に第２３条を第２６条に合わせるのか、大井委員は第２６条を第２３条の解説に合わせようということです。皆さん、御意見はございますか。

笹木慶之委員 第23条の「取組を行っています」というところとの関係を考えてときに、なるほどと感じられました。特に例の「各種SNSの活用等」としてありますから、「など」という表現のほうがよりなじみやすいかなと感じています。ただ、最後の部分については「広報活動を行っています」となっていて、これについてあえて言わなくてもいいかなと思うんですけど、強いて言えば、ここも「取り組む」という言葉を使って「行っています」ということで締めたほうがいいかなという感じがありました。ですが、取りあえずは「等」という部分があったので、「取組を行う」ということでいいんじゃないかという意見を申し上げておきます。

宮本政志委員長 ということは、大井議員と同じで第23条に合わせていこうということでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、御意見はございませんか。

伊場勇委員 2番目の段落については、今、意見を聞いて、最後の部分で「各種SNSの活用などの取組を行っています」という意見が出ましたし、私もそちらでも全く問題ないと思います。

宮本政志委員長 そうすると、大井委員の意見に合わせて、この第26条の解説を少し訂正したほうがいいですね。事務局、今の部分を訂正してもらってもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、暫時休憩します。

午前9時55分 休憩

午前10時25分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。先ほどまでの議論の中で、第26条の解説の中段について、「各種SNSの活用などの取組も行っ

ています」と変更にしてはどうかという皆さんの御意見をまとめて資料として提出しております。これについて御意見はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第26条が終わりまして、第27条から最後までです。御意見等がございましたらお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしますと、先日から議会運営委員会の中で基本条例、それからこの逐条解説につまましてずっと議論してきました。本日も解説に関しては、前回の議論を集約して案を出して、そして今日もまた訂正等がございましたけど、そちらも踏まえて、これで解説はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項の2点目に入りましょう。議会アドバイザーについてです。これは事務局、説明をお願いします。

岡田議会事務局議事係長 付議事項2、議会アドバイザーについて、現在、市議会アドバイザーとして委嘱しておりますうちのお一人であります一般社団法人地方公共団体政策支援機構代表の長内紳悟先生に係る任期が、令和7年4月30日、すなわち本日に満了いたします。長内先生からは、議会アドバイザー継続の内諾を得ておりますが、議会運営委員会におきまして、長内紳悟先生に承認していただくか否かをまだ正式に決定していただいておりますので、このことについて議論していただきたいと存じます。なお、長内紳悟先生のプロフィールは資料2に掲載しております。説明は以上です。

宮本政志委員長 今、岡田係長から説明がございました。そうしますと、長内紳悟先生を引き続き議会アドバイザーとすることによろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）事務局、あとはお願いします。それでは、付議事項の2点目が終わりましたので、3点目のその他に入ります。委員の皆さん、委員外議員の皆さん、何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局、ほかは大丈夫ですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長、よろしいですか。（うなづく者あり）それでは、第49回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 1 1 時 5 1 分 散会

令和 7 年（2025 年） 4 月 3 0 日

議会運営委員長 宮 本 政 志